

○安中市市営自転車等駐輪場条例施行規則

平成18年3月18日

安中市規則第142号

(趣旨)

第1条 この規則は、安中市市営自転車等駐輪場条例（平成18年安中市条例第185号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自転車等の整理及び措置)

第2条 条例第8条第1項に規定する注意及び警告は、次のとおり行うものとする。

(1) 条例又はこの規則等に違反した日から起算して7日を経過した後も引き続き自転車等が置かれている場合には、注意札（様式第1号）を当該自転車等に貼付し注意を行うものとする。

(2) 前号の注意を行ったにもかかわらず、注意札を貼付した日から起算して7日を経過した後もなお引き続き当該自転車等が置かれている場合には、警告札（様式第2号）を当該自転車等に貼付して警告を行うものとする。

2 条例第8条第2項の規則で定める期間は、警告札を貼付した日から起算して7日を経過する日までとする。

3 条例第8条第3項の規則で定める告示事項は、次に掲げるものとする。

(1) 移動及び保管した自転車等（以下「整理自転車等」という。）が置かれていた駐輪場の名称

(2) 整理自転車等の台数

(3) 保管した年月日

(4) 整理自転車等の返還を行う期間及び場所

4 条例第8条第3項に規定する返還するための措置は、次に掲げるものとする。

(1) 前項各号に定める事項を駐輪場に掲示するとともに広報紙で周知すること。

(2) 自転車等の防犯登録等による所有者の調査に関すること。

(3) 整理自転車等の自転車等整理台帳（様式第3号）を作成すること。

5 整理自転車等の使用者等が判明したときは、自転車等返還通知書（様式第4号）により当該使用者等に通知するものとする。

6 整理自転車等の返還を受けようとする者は、自転車等返還通知書を市長に提出し、又は当該整理自転車等の使用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の安中市市営自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年安中市規則第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

注 意 札

利用していない自転車等を調査中です。

- ・現在利用している自転車は、この札を必ずはずしてください。
- ・この注意札を貼付してから14日たっても、まだこの札の付いている自転車等は、指定の保管場所に移動し、保管します。

年 月 日

安中市長

様式第2号(第2条関係)

警 告 札

利用していない自転車等を調査中です。

- ・現在利用している自転車は、この札を必ずはずしてください。
- ・この警告札を貼付してから7日たっても、まだこの札のついている自転車等は、指定の保管場所に移動し、保管します。

年 月 日

安中市長

様式第3号(第2条関係)

自 転 車 等 整 理 台 帳

整 理 年 月 日 年 月 日
告 示 年 月 日 年 月 日
保管期間満了日 年 月 日

整 番 号	防 犯 登 録 番 号	学 校 登 録 番 号	車 体 番 号	特 徴	所 有 者 照 会	氏 名	住 所	返 還 月 日	備 考
1				メーカー 車体の色	判 明 不 明				
2									
3									
4									
5									

様式第4号(第2条関係)

(表)

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--

様

(裏)

自転車等返還通知書

安中市では、市条例に基づき市営駐輪場の放置自転車等を整理し
保管しております。
防犯登録番号(警察照合)により、あなた様所有の自転車と判明い
たしましたので、引取りをお願いいたします。
なお、参考までに現在の自転車の程度をお知らせします。
利用に当たって
1 ほとんど費用を必要としない
2 多少費用が係る
3 相当費用が係る
4 費用をかけても利用困難
(1) 保管期限 年 月 日
(2) 返還時に必要なもの
① この通知 ② 自転車等のカギ
※ご注意・保管期限までに引取りがなかった場合は市条例に基づき
処分いたします。
※返還は、下記へ連絡し日時を打ち合わせてからお出掛けくださ
い、保管場所へご案内いたします。
ただし、返還は、市役所の勤務日に限ります。

年 月 日

安中市長
連絡先 安中市役所 都市整備課
電話 027-382-1111(内線 362)

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 2 条関係)

様式第 4 号 (第 2 条関係)